

平成30年第4回広尾町議会定例会 第1号

平成30年12月4日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 同意第 5号 広尾町公平委員会委員の選任について
- 8 同意第 6号 広尾町公平委員会委員の選任について
- 9 議案第93号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院定款の一部変更について
- 10 議案第94号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の中期目標を定めることについて
- 11 議案第95号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院に承継させる権利を定めることについて
- 12 議案第96号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院が行う譲渡等に認可を要する重要な財産を定める条例の制定について
- 13 議案第97号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について
- 14 議案第98号 広尾バス待合所設置及び管理に関する条例の制定について
- 15 議案第99号 広尾町認定こども園条例の制定について
- 16 議案第100号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について
- 17 議案第101号 広尾町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第102号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第103号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第104号 広尾町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について
- 21 議案第105号 十勝圏複合事務組合規約の変更について

○出席議員（12名）

1番 浜 野 隆

2番 萬亀山 ちず子

3番 北 藤 利 通
 5番 志 村 國 昭
 7番 星 加 廣 保
 9番 小 田 英 勝
 12番 浜 頭 勝

4番 前 崎 茂
 6番 山 谷 照 夫
 8番 渡 辺 富久馬
 11番 旗 手 恵 子
 13番 堀 田 成 郎

○欠席議員（1名）

10番 小 田 雅 二

○出席説明員

町 長
 副 町 長
 兼 会 計 管 理 者
 兼 出 納 室 長
 出 納 室 長 補 佐
 総 務 課 長
 総 務 課 参 事
 総 務 課 長 補 佐
 併 総 務 課 参 事
 併 総 務 課 主 幹
 併 総 務 課 主 幹
 企 画 課 長
 企 画 課 長 補 佐
 住 民 課 長
 住 民 課 長 補 佐
 住 民 課 長 補 佐
 兼 住 民 課 長 補 佐
 保 健 福 祉 課 長
 兼 老人福祉センター長
 保 健 福 祉 課 長 補 佐
 地域包括支援センター長
 健康管理センター長
 兼 養 護 老人ホーム所長
 養 護 老人ホーム次長
 特別養護老人ホーム所長
 兼 特別養護老人ホーム次長

村 瀬 優
 田 中 靖 章
 白 石 晃 基
 白 石 晃 基
 山 畑 裕 貴
 白 石 晃 基
 松 田 哲 典
 沖 田 一 美
 西 内 努
 折 笠 博 和
 山 岸 雄 一
 長 田 吉 弘
 宝 泉 大
 齊 藤 美 津 雄
 佐 藤 直 美
 楠 本 直 美
 村 上 洋 子
 山 崎 勝 彦
 山 崎 勝 彦
 佐 藤 清 美
 菅 原 樹 美 恵
 村 上 洋 子
 浜 頭 力
 金 石 輝 義
 金 石 輝 義

農 林 課 長	平 寺 井	浩 則
農 林 課 長 補 佐	平 雄	浩 則
兼 町 営 牧 場 長	雄 谷	幸 裕
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷	直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	小 川	浩 司
建 設 水 道 課 長	北 藤	盛 通
建 設 水 道 課 参 事	前 田	憲 一
建 設 水 道 課 長 補 佐	小 川	浩 司
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	森 谷	亨 人
港 湾 課 長	渡 辺	將 裕
国 保 病 院 事 務 長	齊 藤	哲 典
国 保 病 院 事 務 次 長	松 田	晃 基
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 長	白 石	晃 基
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 参 事	渡 辺	將 人
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 参 事	山 崎	勝 彦
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 参 事	佐 藤	清 美
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 主 幹	菅 原	樹 美 惠
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 主 幹	村 上	洋 子
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 主 幹	齊 藤	裕 美
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 主 幹	沖 田	一 美

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原	康 博
管 理 課 長	山 岸	直 宏
管 理 課 長 補 佐	及 川	隆 之
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸	達 也
ひ ろ お 幼 稚 園 長	道	尚 子
社 会 教 育 課 長	早 川	修 子
社 会 教 育 課 参 事	奥 村	京 子
兼 海 洋 博 物 館 長	早 川	修 子
兼 図 書 館 長	奥 村	京 子

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	宮 脇	昭 道
併 書 記 長	白 石	晃 基

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大 林	忠
併 書 記 長	道	淳 一

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木 下	利 夫
併 書 記 長	白 石	晃 基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村	弘 美
事 務 局 長	西 脇	秀 司

○出席事務局職員

事 務 局 長	道	淳 一
総 務 係 長	保 坂	一 也
総 務 係 主 事	林	菜 々 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、平成30年第4回広尾町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、浜野隆議員、6番、山谷照夫議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

議員の出欠であります。10番、小田^{おだ}雅二議員より欠席の届け出があります。

11月28日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、本定例会に町長から同意2件、議案21件を受理しております。また、議会から意見書案2件を受理しております。

次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった関係者の出席を求めています。

次に、監査委員より平成30年8月から10月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

一般質問は、3人の議員から通告があり、12月6日に行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日4日から12月7日までの4日間とするものです。

お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日4日から7日までの4日間にしたいと思います。が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日４日から12月７日までの４日間とすることに決しました。

◎日程第４ 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第４、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、北藤利通議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（北藤） 総務常任委員会所管事務調査報告書。

平成30年第３回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、委員会の開催状況。

（１）、開催日、平成30年10月24日水曜から10月26日金曜まで。

（２）、開催場所、24日、長万部町（渡島廃棄物処理広域連合「リレーポート山越」）、25日、恵庭市（恵庭市立柏小学校）、26日、北広島市（北広島市立西部中学校）。

（３）から（５）は、記載のとおりでございます。

2、調査の内容。

（１）、ごみ処理施設の運営状況について。

①、渡島廃棄物処理広域連合「リレーポート山越」の運営状況について（長万部町）。

1)、渡島廃棄物処理広域連合について。

渡島廃棄物処理広域連合は、平成12年９月に渡島支庁管内の13町で設立され、現在は１市９町（北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町）で構成されている。

北斗市のごみ処理施設（クリーンおしま）は平成15年３月に完成、ごみ運搬中継施設は福島町、砂原町、長万部町の３町にそれぞれ整備し、平成14年11月に完成した。ごみ処理施設は、平成15年４月から本格稼働した。

構成市町の平成28年４月現在の人口は13万8,327人で、今回の視察先の「リレーポート山越」は、八雲町と長万部町の２町のごみ運搬中継施設で処理人口は２万2,284人、建物面積は2,979平方メートル、１日当たりの処理能力は33トンで、圧縮・積みかえ施設はコンパクト・コンテナ方式である。中継施設の事業費は３施設で31億9,961万円で、１施設当たり約10億6,654万円となっている。

財源内訳は、国庫補助が６億8,229万円、起債が23億1,510万円、一般財源が２億222万円となっている。

広域連合におけるごみの排出量は、平成15年度４万2,778トンに対し、平成29年度は３万384トンに減少している。

広域連合運営に係る平成29年度の年間費用は、焼却施設で８億9,258万円、中継施設で２億6,675

万円、その他経費で3億6,775万円、合計15億2,708万円となっている。

長万部町の中継施設から北斗市まで90キロの距離があり、1日当たりコンテナ車3台から4台を運搬している。運搬及び運営管理については、新明和工業株式会社が一括受託している。

今後の取り組みとして、「クリーンおしま」も15年目を迎えることから経年劣化が進んでおり、施設の機能保全コストの最小化を図る観点から、延命化目標年数を平成44年度までとする「クリーンおしま長寿命化総合計画」を平成29年度に策定した。

2)、主な質疑。

委員からは、中継施設の事業費が1か所当たり10億円を超えるが、規模として大き過ぎる感がある。また、ごみの投入が2階からとなっており、スロープの設置など事業費増大の要因となっているが、建設時の構成自治体の考えは。

説明として、3施設とも同様の仕様であり、単体の施設として整備しているのでこのような規模になったが、当時の設計ではこの方法しかなかったのではないかと。事業費が増大したことは否めないと思っている。

(2)、コミュニティ・スクール(CS)の導入状況について。

①、恵庭市立柏小学校におけるCS導入状況。

1)、取り組みの内容。

恵庭市立柏小学校は児童数449人(17学級)、小学校区内の人口は約8,900人、約4,200世帯で、7町内会で構成されており、古い街と平成前半に造成された住宅地が混在している。

平成29年度の導入に向けて、平成28年度からさまざまな準備期の取り組みを行った。

ア、職員の研修会の参加及び職員会議での報告。

イ、学校評議員等の準備会議の開催。

ウ、地域住民による自主的な学習。

エ、北海道CSアドバイザーによる地域住民と教職員・市教委職員の研修会の開催。

これらの準備期の取り組みを経て、「地域の子どもは地域で育てる」をスローガンに学校運営協議会を設立し、平成29年度から「柏小コミュニティ・スクール」をスタートさせた。

平成29年4月から施行した「恵庭市立学校における学校運営協議会に関する規則」では、3つのプロジェクトを部会組織として設置した。

ア、「確かな学力プロジェクト」では、CS検定、放課後学習会など。

イ、「思いやりの心プロジェクト」では、あいさつ運動、ふるさと教育、土曜授業など。

ウ、「たくましい生活力プロジェクト」では、見守り隊、環境整備、生活習慣づくり、体力づくりなど。

これらのプロジェクトに役員を配置し、それぞれ分野別に活動している。

平成30年度の取り組みとして、平成29年度の活動を継続実施し、次の取り組みを行うとしている。

・コミュニティルームを開設し、地域の方々が来校しやすい環境をつくり「大人が集い、つながる場」を設ける。

・教育環境の充実を目標に中庭や教材園の整備。

- ・夏休み学習会の実施。

柏小CSでは、特に次のことを重要視している。

- ・地域や行政職員の方々の活躍。
- ・学校と地域が「依頼・承諾」の関係にならないように（地域の方が「学校の請負人」とならないように）。
- ・地域の方々との人間関係を大切にすること。

2)、主な質疑として、運営協議会等の協力体制とPTA会員の参加体制はどのように機能しているか。

説明、残念ながら、PTA会員は近年、共稼ぎが増加傾向にあり、協力体制は一部にとどまっている。地域の協力は、7町内会から協力してもらっている。

②、北広島市西部コミュニティ・スクール（CS）の導入状況。

1)、取り組みの内容。

西部コミュニティ・スクールは、平成24年度の文部科学省指定による調査研究を経て、平成25年度から隣接している北広島市立西部小学校（児童数294人）と西部中学校（生徒数194人）にCSを導入し、5年間の実践を積み上げている。

西部CSでは、「子どもの夢や未来をみんなで支えよう」のスローガンのもと、「子どもたちのチャレンジする心」を育むことを目指している。

学校運営協議会「西部CS委員会」は、小中合同で30人以内の委員で組織され、委員会は3部門を設置している。

「地域コーディネート部」は、地域における行事の推進、生徒の安全指導に関する活動、「学校支援部」は、教育活動への保護者、地域人材の参画促進の活動、「広報部」は、CS便り、ホームページ、アンケートなどCS活動の活性化を図る活動を担っている。

以上の3部門がそれぞれの役割を果たすことで、CS活動の充実を図ることを目指している。

協議会のメンバーは、学識経験者、保護者、地域住民、現・元PTA、学校長及び教職員などで構成している。

「地域とともにある学校づくり」を目指して、学校と地域が連携し、双方向の活性化を図ることで、いわゆるウイン・ウインの関係を維持することが大切である。

西部CSでは、年2回の漢字検定を実施しており、土日に行うことができる地域を巻き込んだ課外学習活動として、地域の方と保護者が協働して検定時の試験監督や会場設営等を行っている。

その他の事業として、放課後学習、家庭科補助事業、地域あいさつ運動、防災訓練、西部地区夏祭り手伝い、キャリア教育などを行っている。

2)、CSの成果と課題。

イ、地域の方と目指す子どもの像を共有し、地域教育力が高まった。

ロ、児童生徒の学びや成長を支援するための、学校・地域・家庭が一体となった教育活動が進展した。

ハ、子どもたちや教職員が地域に出る機会が増え、地域貢献の意識が高まった。

ニ、地域と学校の双方向の関係が生まれ、活性化が図られてきた。

課題として、イ、学校の支援にかかわる人材の確保や育成、制度のさらなる浸透が必要。

ロ、地域のよさを生かした教育活動の充実・発展が必要。

ハ、これまでの検証結果の発信。

ニ、保護者（ＰＴＡ会員）の参画が少ない。

ホ、ＣＳ各部のＣＳ委員の理解が足りない。

３）、主な質疑といたしまして、ＰＴＡ会員・保護者の協力が少ないとのことであるが、地域の協力される方の人材確保はどのように取り組んでいるか。

本市は、札幌市に隣接している立地条件から退職校長や教職員が多数いる。中には元大学教授もあり、協力をいただいているため、放課後学習や漢字検定などの人材は豊富である。また、野菜づくりや米づくりなどの人材も豊富で、多岐にわたり展開できている。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

１、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第５ 産業常任委員会報告

１、議長（堀田） 日程第５、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、小田英勝議員、登壇の上、報告願います。

１、産業常任委員会委員長（小田） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

平成30年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

委員会の開催状況。

（１）、開催日、平成30年10月29日月曜日から10月31日水曜日までであります。

（２）から（５）までについては、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

２、調査の内容。

（１）、林産加工等の現状について。

①、協同組合オホーツクウッドピアの取り組み（北見市）であります。

１）、協同組合オホーツクウッドピア、以下ウッドピアということで進めさせていただきます。

留辺蘂町の林業、林産業の振興を図るため、高次木材加工工場の建設を目的として、平成10年に設立をされております。

次に、40年でリサイクルする永久循環資源である北海道産カラマツ、トドマツ材を原料に、地域の持続可能な資源を利用した、地球環境に優しい循環型社会を形成促進する協同組合であるとのことであります。

次に、北海道の木を使い、北海道の建物をつくることで、北海道の地域経済の活性化を図るとともに、伐採後も新たに植樹し、育て、北海道の山と人に貢献しているということであります。

2)、内容であります。

ウッドピアでは、CLT、日本名で直交集成板、クロス・ラミネーテッド・ティンバーということでございます。以下CLTと発表いたします。と呼ばれる建築用の木造構造用パネルを生産しており、道内では唯一のJAS認定を取得している工場でもあります。

CLTは、強度のほか断熱性、遮音性、耐火性、耐震性にも貢献するため、北海道の豊かな森林資源に新たな活用の道を開いているということでもあります。

ウッドピアは、現時点では量産工場ではありませんが、今後、量産化に向けた設備更新を行い、来年4月以降は量産ができる体制を目指しているということでありました。

課題としては、広く使われるようになれば量産効果が発揮されないため、建築価格が鉄筋コンクリートより割高になること。及びCLTは新しい建築資材のため、木造建築の複雑な構造計算ができる設計事務所が少ないということが挙げられるということでありました。

3)、主な質疑といたしまして、委員からは、CLT建築の建物の断熱についてということでございます。

説明では、断熱については、壁及び天井の厚さのそれぞれ半分の厚さのグラスウール相当の断熱性能があるということであります。北見地区は寒さが厳しいため、75ミリの厚さの壁に10センチのスタイロフォームを外張りしているということでありました。仙台以南であれば付加断熱は不要と思われるという説明であります。

また、委員からは、道産材の将来における調達についてということでございます。

説明では、原料として多く仕入れているのは十勝地区からだということでございます。一時的にカラマツの資源量が下がればトドマツに切りかえるため、将来の原料については心配をしていないということございました。

また、委員からカラマツの強度はどうかという質問が出まして、説明では、カラマツの曲げ強度はトドマツや杉、ヒノキと比べても国産材で一番強いということの説明でございます。

次に、②の株式会社山上木工の取り組み（津別町）についてでございます。

1)、株式会社山上木工について。

高品質な森林に恵まれる津別町において、無垢を主とする木製家具、建具や特殊加工が必要な建築部材、複雑なオブジェ等多種にわたる事業のほか、自社ブランドの家具メーカーを立ち上げ、全国へ展開しているということでございます。

また、町内の廃校を利用して、工場の拡大や展示場の開設も行っているということでございます。

2)、内容については、同社は、早くからコンピューター制御による加工設備を導入し、道内の木工業界でも最大規模の機械設備を保有しているということでございます。

職人の技術力を機械化することで、複雑で精度の高い加工と、高品質の木工製品を安定して効率よく生産できる体制を持つということでございます。

機械で行き届かない部分は、きめ細かな技術を持ったベテラン職人が対応しており、機械力と職人力の組み合わせが大手企業にない強みとなっているということございました。

高度な加工技術を求めている全国の企業やデザイナーから製作依頼された製品は、全国各地で販売され、地域資源の高付加価値化や域外からの外貨獲得のモデル的な取り組みとなっているということでございます。

また、一部商品については、海外からのオファーが来ているとのことでありました。

3)の主な質疑についてです。

委員からは、利用している廃校の校舎の維持管理についてということでございます。

説明については、校舎は町から少額で借用しているということでございます。建物の改築費用や光熱水費は同社で負担し、例えば大きな雨漏りが生じるとかなんとかという大規模な修繕については町が行っているということございました。

また、委員からは今後の展望についてということございまして、それについて、将来的には、全国から木工マニアが集まる体験型の施設として、製作現場の見学や、職人が指導する高いレベルの木工教室も行いたいということございました。

(2)、栽培漁業と水産物加工の取り組みについてでございます。

①、国立研究開発法人水産研究・教育機構北海道区水産研究所厚岸庁舎の取り組み（厚岸町）でございまして、視察研修を行ってまいりました。

1)、北海道区水産研究所についてであります。

北海道を含む亜寒帯水域における海洋環境モニタリングや、科学的な資源評価、増養殖等の研究・技術開発、研究成果・技術の社会への普及を行うとともに、サケ・マス類のふ化放流技術の普及改善と資源維持管理のための研究等を行っている施設だということでございます。

2)の内容についてですが、北海道区水産研究所厚岸庁舎では、中期計画目標として、北方海域の外洋・沿岸環境特性を把握しながら、環境変動に対する水産生物の応答を試験・調査することで、分野横断的に水産研究を展開し、持続可能な漁業のあり方を探るということございました。

次に、水産重要種の資源管理に資する研究として、スケトウダラやホッケ等の北方系重要魚種について、資源管理部と連携しながら生物学的特性を飼育実験によって明らかにし、資源量推定等の高精度化を目指すとしているということございました。

また、沿岸漁業振興に資する研究として、沿岸水産資源の持続的利用による小規模沿岸漁業の安定化を目指し、水産生物の生活史と漁業活動とのかかわりを解明しながら、包括的な資源管理手法を開発するとしており、ウニの養殖に係る餌開発のプロジェクトでは、餌の成分に重点を置いた研究により、餌の成分がウニの味に影響する仕組みの解明を進めることとしているということでございます。

北方系重要魚種の養殖技術開発に資する研究として、北海道における魚類養殖産業の可能性を新たに探るため、北海道ブランドとして有利性のあるサケ科魚類に着目し、ベニザケ等の養殖技術開発に取り組んでいるということでございます。

そこで、主な質疑といたしまして、委員から道東沖の漁業における魚種の変化についてということとございました。

それについて、サバやイワシなど道東沖における漁獲量の多い魚種が変わることについては、地球規模の自然環境の変化によるところが大きく、5年から10年間隔で大きく変化しており、魚種の変化を見通すことはなかなか難しいということとございました。

また、委員からは、一つの研究に取り組む期間としてどの程度かということの質問で、説明では、水産庁の重要案件に関する研究については、3年から5年間で区切りとしてそのプロジェクトを推進するというとございました。

②、株式会社マルサ笹谷商店「釧之助本店」の取り組み（釧路町）についてであります。

1)、株式会社マルサ笹谷商店についてであります。

同社は、イクラ、秋サケ、サンマなど地元の資源を活用した加工食品を提供する総合水産食品企業で、すり身加工分野では国内トップの生産を誇るということとございます。

また、フィッシュミール工場を新設し事業の拡大を図ってきたほか、国際的な衛生管理基準のHACCPに対応した工場の建設や放射線検査装置の導入など、食の安全・安心の要求に応えるべく、安全対策を図っているということとございました。

本年7月に同社の直販・商品ブランドである「釧之助（せんのすけ）」の発信拠点として「釧之助本店」を開業したということとございました。

2)、内容につきまして、「釧之助本店」は、本社のある釧路市に隣接する釧路町に建設。敷地は近隣の大型商業施設による消費者の動きに注目して選定されたということとございました。

総事業費は約31億円、水族館を併設した物販、飲食の複合商業施設となっております。

1階店舗では、冷蔵・冷凍の干物や魚卵など自社商品を中心に、地元産鮮魚介類や刺身など多彩な商品を取り扱っているということとございます。また、同じ1階には店舗で購入した商品や貝類、肉類をグリルで焼いて食べることができる飲食店がある。

2階には、有料で入場できる水族館のほか、直営のレストランもあり、レジャー要素と物販、食を組み合わせた大型複合施設として、地域活性化にも期待されているということとございました。

3)の主な質疑でございますが、委員からは、大規模停電時の対応についてはいかがなものだったかという質問がありまして、説明では、施設には自家発電設備が整備されているが、今年9月に発生した胆振東部地震による大規模停電の際には作動せず、発電機を借り上げて対応したということとございました。

また、ほかの委員からは、水族館の運営に関する課題についてということとございます。

それについては、水族館では専門の飼育員を配置し、暖流系と寒流系の魚種の両方を飼育しているが、魚の成育環境が異なるため飼育には大変苦慮しているということとございました。

以上をもちまして、所管事務調査報告書といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 第4回の広尾町議会定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告を申し上げます。

まず、1点目でありますけれども、漁業の生産実績状況についてであります。

資料につきましては、1ページであります。

平成30年11月末現在の漁業生産は、地元水揚げ18億5,494万円、外地水揚げ4億593万円の合計22億6,087万円で、これに外来船の水揚げ11億3,207万円を加え33億9,294万円となり、前年対比94.4%の2億283万円の減となっております。

漁業種類別の内訳であります。

まず、①の欄の地元水揚げでありますけれども、秋サケ定置網漁業が3億8,108万円、前年比1億1,612万円の増になりましたが、沖合底びき網漁業が5億5,189万円、前年比1億7,657万円の減、シシャモこぎ網漁業が2億5,396万円、前年比4,451万円の減、エゾバイツブ漁業が4,897万円、前年比4,018万円の減など、ほとんどの漁業で水揚げが減となっております。

また、広尾漁協所属の船が他町村に水揚げをする外地水揚げであります、②の欄であります。サンマ棒受け網漁業が2億8,144万円で全体の約7割を占めております。組合員外の外来船が広尾町へ水揚げをする外来船水揚げ、③の欄であります、イワシ巻き網漁業が11億2,261万円でほぼ全体を占めておりまして、前年比1億8,340万円の増となっております。

なお、残る今漁期のツブ、スケソウ、沖合底びき、タコ、ホッキ、毛ガニなどの水揚げ額を4億円弱程度と予測しておりまして、平成30年の水揚げ額は地元、外地を合わせて約37億5,000万円程度と見込んでいるところであります。

次に、農業生産見込みについてであります。

資料は、2ページとなります。

本年は、3月の大雪や4月の降雪にもかかわらず、比較的安定した気候に恵まれ、春先の農作業は順調に進みましたが、6月中旬以降、天候不順が続きまして、一部の飼料作物で病害や品質の低

下が見られ、その後の成長について慎重な見方が広がったものの、秋の好天で回復し、全体的には平年並みにたどり着き、取扱高は過去最高であった平成29年の生産額を上回る78億円を超えることが期待をされているところであります。

取扱高の内訳であります。畑作の作物生産額は2億4,770万円で全体の約3%、酪農畜産生産額は76億円に迫りまして、全体の97%を占めているところであります。

次に、主な作物について申し上げます。

小麦についてであります。6月以降の天候不順で収穫時期がおくれたことに加えて、7月下旬以降にまとまった雨が数回あり、収穫前の小麦のみが発芽してしまう穂発芽が発生するなど収量はやや少な目となっております。

次、てん菜についてであります。収量はやや多く、糖度は7月以降おおむね良好な天候で推移したことや、秋口の寒暖差が糖分の蓄積には好条件となったことから、17%前後の高糖度になると見込まれており、その他の作物は、収量、品質ともに平年並みと見込まれているところであります。

次に、飼料作物の関係であります。牧草が春先から順調に生育し、品質面でも期待されましたが、6月中旬からの長雨で1番草の収穫作業がおくれました。懸命な作業によって平年を上回る収量が確保されましたが、デントコーンは生育不良があり、収量も大幅な減少となったところであります。

次に、酪農・畜産についてであります。

9月の地震による道内全域停電により、廃棄など集出荷不能となった本町の生乳は340トンに上ったところでありますけれども、迅速な対応により乳房炎の発生はなく、また、既に今年産の餌の給餌が始まっておりますが、心配された乳量への影響は見られておらず、さらには道外移出生乳の拡大なども後押しをして、生産生乳は前年比2,200トン増の約5万9,300トンが見込まれております。

畜産に関しては、乳用牛及び肉用牛などの家畜生体販売におきまして、それぞれ平均取引価格も引き続き堅調に推移したことから、総生産額は前年を上回る見込みであります。

次に、3点目であります。地方創生事業の事業効果の検証についてであります。

平成29年度中に実施した地方創生事業について、10月31日に第7回広尾町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会が開かれ、広尾町総合戦略について、KPI、数値目標であります。これを設定した事業、また、企業版ふるさと納税寄附金事業及び地方創生推進交付金事業の事業効果が検証されましたので、その検証結果を報告いたします。

資料の3ページであります。政策分野の「雇用対策」では、雇用創出につながる取り組み支援、港の利用支援など7項目の達成率が68%で、地方創生に対して効果があったという評価となり、今後の方針として事業を継続するという結果になりました。

次に、政策分野の「移住定住」では、子ども農山漁村ホームステイ事業の拡充、体験型観光プログラムの開発件数など8項目の達成率が59%で、これについても効果があったという評価になり、今後の方針として事業を継続するという結果になりました。

次に、政策分野の「少子化対策」では、出会いの場事業件数及び広尾高校入学者数の達成率が75%で、この事業についても効果があったという評価になり、今後の方針として、出会いの場事業件数

は事業内容を見直し（改善）をさせる、広尾高校入学者数は事業を継続するという結果となりました。

次のページであります。

政策分野の「ひとづくりと地域連携」では、まちづくりリーダーの育成、「広尾町生き生きプロジェクト」の事業件数など8項目の達成率が47%で、効果があったという評価となり、今後の方針として事業を継続するという結果になりました。

次に、「企業版ふるさと納税寄附金事業」、子ども農山漁村交流から始める「まち・ひとづくり」事業についてであります。

個人版ふるさと納税の指定寄附金額など、地域再生計画における3項目の達成率が53%であり、効果があったという評価となり、今後も事業を継続するという結果になりました。

次に、「地方創生推進交付金事業」、十勝・イノベーション・エコシステム推進事業について、創業・起業支援件数など地域再生計画における3項目の達成率が92%で、事業に効果があったという評価となり、今後の方針として事業を継続するという結果となりました。

なお、この審議の結果を踏まえ、総合戦略において設定したKPI（数値目標）について、その達成状況などから4項目を適正な数値に11月1日付で変更しております。

その資料であります、資料5ページをお願いいたします。

広尾町総合戦略の抜粋であります。目次にあります第4章、取組の整理中、第3節、第4節の施策を変更しております。

まず、第3節の施策③、地域拠点としての広尾高校活性化でありますが、「広尾高校志願者数」を「広尾高校入学者数」に、目標値を「1割増」から「50人」に変更をしております。

次のページであります、第4節施策①、広尾版コンシェルジュやまちづくりリーダーの育成におきましては、目標値を「250人」から「100人」に変更しております。

次に、施策の②であります。まちのピアール推進と情報発信の強化では、ポータルサイトのアクセス数の目標値を「2倍」から「15,000件」に変更しております。

次に、施策③のサンタのまちがおこす新しい観光産業では、観光ランキング制度が廃止されたことから、この観光ランキング目標値を削除しているところであります。

次が4点目の報告であります。公共施設の年末年始の臨時対応についてであります。

今年度の年末年始は、12月29日から1月6日までの9日間の長期休業となるため、住民の皆様にご不便をおかけすることのないよう臨時対応を行うことといたします。

住民係窓口についてであります、1月4日午前8時半から正午まで。

町立病院についても同じく4日、午前、午後とも通常どおり内科と外科の診療を行います。

広尾町老人福祉センターの公衆浴場ですが、31日の午後3時から午後6時までの営業をいたします。また、1日から3日までの休業、4日からは平常どおりの営業となります。

ごみの収集であります、4日に町内全域の燃えるごみの収集を行います、持ち込みごみの受け入れは行わないこととなっているところであります。

以上で、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

特に行政報告に対する質問は6日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までには具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

◎日程第7 同意第5号

1、議長（堀田） 日程第7、同意第5号 広尾町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第5号 広尾町公平委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、広尾町公平委員会委員であります木下利夫氏が本年12月17日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

木下氏は、昭和16年8月に広尾町でお生まれになり、現在は町内で会計事務所を経営しておられます。教育委員として約9年にわたり本町の教育振興にご尽力をいただいたほか、平成20年から6年間、町内会長として、平成26年からは町内会顧問として現在もご活躍されております。高潔温厚で責任感のある人格に加え、教育行政の経験が豊富であり、また、地方行政にも高い識見を有しておられることから、公平委員会委員として適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第5号 広尾町公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第8 同意第6号

- 1、議長（堀田） 日程第8、同意第6号 広尾町公平委員会委員の選任についてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 同意第6号 広尾町公平委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。
現在、広尾町公平委員会委員であります高坂光則氏が本年12月17日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。
高坂氏は、昭和23年5月に広尾町でお生まれになり、現在は、町内で薬局を経営しておられます。社会福祉協議会評議員、地域包括支援センター運営協議会委員のほか、学校薬剤師、学校保健会副会長、体育連盟会長、副会長など本町の社会福祉及び教育振興にご尽力をいただいているほか、平成3年から26年間、商工会理事としてもご活躍をされております。高潔温厚で責任感あふれる人格に加え、地方行政にも高い識見を有しておられることから、公平委員会委員として適任であると考え、提案させていただきました。
ご同意方よろしくお願い申し上げます。

- 1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。
本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。
これより同意第6号 広尾町公平委員会委員の選任についてを採決します。
お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第9 議案第93号

- 1、議長（堀田） 日程第9、議案第93号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院定款の一部変更についてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 議案第93号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院定款の一部変更について提案理由を申し上げます。
地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院定款については、6月定例会において議決をいただいたところでありますが、法人に承継する財産のうち未登記であった建物の登記を行ったところ、建

築基準法に基づく台帳面積と不動産登記法に基づく登記面積に差異が生じたことから定款の一部変更が必要となり、議会の議決を求めるものであります。

議案資料の1ページ、お願いをいたします。

新旧対照表であります。変更箇所につきましては、別表における建物のうち、病院及び車庫の延べ面積であります。

以上、提案理由といたします。よろしくをお願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第93号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院定款の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第94号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第94号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の中期目標を定めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第94号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の中期目標を定めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の中期目標を定めるに当たり、地方独立行政法人法第25条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本目標は、平成31年度から34年度までの4年間において、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院が達成すべき業務運営に関する目標を定め、当該法人に指示するものであります。

策定に当たりましては、パブリックコメントの募集を実施したほか、外部の有識者で構成する評価委員会の意見や北海道のアドバイスもいただいたところであります。

詳細につきましては担当室長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

松田国保病院地方独立行政法人移行準備室長。

1、国保病院地方独立行政法人移行準備室長（松田） 議案第94号について補足説明をさせていただきます。

議案資料の2ページをお開き願います。

こちらに地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院中期目標において設定をした目標を箇条書きに整理いたしてございます。この中から、今後の病院経営において特に重要であると考えられる事項について、説明をさせていただきます。

2ページ上段、第1、中期目標の期間であります。平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間で設定をいたしました。この中期目標における目標の達成時期は、特に記載のあるものを除き、この期間の最終年の達成を目指すものでございます。

同じく2ページ中ほど、第2の1、(2)、地域医療の維持におきまして、入院48床の維持及び患者の実態に応じた病床区分の見直しを掲げてございます。町立病院は、町内で唯一、入院病床を持つ病院でございます。町民にとって必要な医療を確保するために入院病床が必要不可欠であることは言うまでもございません。現在の48病床を継続的に維持することを目標に設定をいたしました。

また、現在は、48床全て一般病床でございますが、収入確保の観点から患者の実態を踏まえた病床区分の見直しを行い、長期療養患者のための療養病床への転換と、より高い診療単価が得られる地域包括ケア病床の導入を検討することとしたものでございます。

次に、資料の3ページをお開き願います。

ページ中ほどやや下の2の(1)、医療職の人材確保と人材育成におきまして、常勤医師4人体制の確保を挙げてございます。現在、町立病院に勤務していただいている4名の医師のうち、今年度末をもって2名の医師が退職される予定でございます。現在と同じ診療体制を維持するためには常勤医師4人の確保が必要であり、中期目標の期間を通して確保することとしてございます。

ページ、飛びまして資料の6ページをお願いいたします。

中ほど第4、財政内容の改善に関する事項の1、持続可能な経営基盤の確立におきまして、3つの病院経営の指標の目標を定めてございます。

(1)の経常収支比率は、経常収益と経常費用との比率で、これは高いほうが望ましいとされている指標でございます。最低限、費用が収益を上回ることのないよう、目標期間を通して100%以上の維持を目標値としてございます。

(2)の医業収支比率は、医業費用が医業収益によってどの程度賄われているかを示す数値でございます。経営の弾力性を見るものであります。これも高いほうが望ましいとされているものでございまして、新病院事業改革プランの目標値と同じ70%以上に目標を設定いたしてございます。

(3)の職員給与比率は、医業収益に占める職員給与費の割合で、病院の職員数や給与水準が適

切であるかを示す指標であります。また、この数値が低いほど病院経営の自由度が高いと考えられ、新病院事業改革プランの目標値と同じ90%以下に目標を設定いたしました。

以上、3つの指標をもちまして、健全な病院経営を目指すものでございます。

次に、2、収入の確保におきましては、病床利用率80%以上の確保を目標に設定をいたしました。病床利用率は病床がどの程度効率的に稼働をしているかを示す指標でございまして、100%に近いほど空き病床がない状況で利用されていることをあらわすものであります。病床利用率は、医業収益と直接連動する数値でもございます。80%以上の目標を設定いたしました。

最後に、第5の1、町からの財政支援についてでございます。

新病院事業改革プランには、3億9,000万円の目標値が設定をされてございまして、行政改革における町の財政シミュレーションもこの3億9,000万円をベースに作成をしておりますが、今回の病院の独法化に当たってはこれにとどまらず、町の一般財源からの持ち出しを極力小さくしたいという思いもございますので、ここではあえて具体的な目標額は示さず、「町からの財政支援に依存した経営体質からの脱却」という言葉で目標を設定したものでございます。

以上、要点のみの説明となりましたが、私からの補足とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 議案資料2ページの第2の（2）、地域医療の維持の中で、先ほど病床区分を行いたいということで、平成29年度、30年度までは一般病床48床ですけれども、31年からは、いわゆる地域包括ケア入院病棟と医療療養にするということなのですけれども、とりわけこの地域包括ケア入院病棟の診療報酬単価、通常の一般から比べると、2万円が3万2,873円になっておりまして、1.6倍に診療報酬が増える。病院経営にとっては収入増につながるわけですけれども、このいわゆる地域包括ケア入院病床の基本的な基準といえますか、それとあわせて、この地域包括ケア病床にすることによって患者側のメリット、これについてご説明いただきたいと思います。当然、2万円の部分が3万2,000円と1.6倍に増えるわけですから、患者側の一部負担金も1.6倍に増えるということに当然なるわけですから、その部分についてご説明いただきたいと思います。

それから、3ページ目の2の医療水準の向上の中で、（1）、医療職の人材確保と人材育成ということで、看護師及び医師、医療技術者、人材育成体制の充実等々と書いていますけれども、要するに4月1日以降、来年の3月末にかけて看護師の退職者の見込み数、既にもう6月末、9月末に退職している人もいますけれども、3月末の予定者を含めて総体の退職者数と、4月1日以降の看護師の入職者数といえますか、とりわけ9月の定例会で看護師の紹介手数料を補正予算で計上されましたけれども、その辺の効果も含めて何人に見込んでいるのか。

あわせて、例えば平成29年度末の看護師、正規と非正規、それから准看護師の正規と非正規の29

年度末の人数と、いわゆる今年度末の見込み数、それを何人に押さえているのか、これについてもご説明いただきたいと思います。

それから、同じ3ページの(3)の計画的な医療機器の整備で医療機器等整備計画に基づく整備、更新とありますけれども、いわゆる従前の病院の中期計画、改革プランですね。これは平成28年から平成32年度までの5か年間で、それぞれ医療機器の購入、これらについては計画されていますし、このことについては、まちづくり推進総合計画とリンクをして事業計画を立てていると思うのですが、前にいただいたこの収支計画、その中の資金計画の中で、資金支出の投資支出、建設改良費、例えばこれが31年度では3,233万2,000円、平成32年度、改革プランの最終年度ですけれども1,224万円、これが33年度では1億2,060万円と、1億円ほど平年ベースから比べたら増えております。これは事務局に確認しましたらMR Iを導入する予定でいるということで、この資金計画に計上したということなのですが、十勝管内で自治体での公立病院におけるMR Iの導入状況、これがどのようになっているのか、これについてもご説明いただきたいと思います。

それから、4ページの3の患者サービスの中で、(2)の診療待ち時間の改善等ということで載せておりますけれども、これは従前から課題として言われておりますので、今日までこの待ち時間の改善については鋭意努力をされていると思いますし、全てではないですが、例えば皮膚科ですとか内科の一部では予約制をとって、そういった待ち時間の解消について努力をされているということなのですが、今後の内容についてどのように想定されているのか、これについてもご説明いただきたいと思います。

それから、6ページ目の(4)の勤務成績を考慮した給与制度の導入ということで、職員の勤務成績が適切に反映できる給与制度の運用ということなのですが、3月末で、要するに従前の地方公務員という立場から非公務員に4月以降なるわけですが、したがって当然、今まで従前、適用してきた医療職給料表、これは適用されないわけでありますが、過般、職員の待遇改善等について私は一般質問でも取り上げましたが、職員の給与待遇については現在の体制を踏襲するというご答弁だったというふうに認識をしておりますけれども、例えばここで言っている勤務成績の部分でいくと、一般論でいけば事務職員について、これは全体の地方公務員は公務員法でもこれらについては規定はされていますけれども、実際、運用されていないというのが実態なのですね。当然、一般的な医療従事職員についても同じようなことが言えるかと思うのですが、最も数値的にわかりやすいといいますか、この部分に関しては、例えばお医者さんについては、要するにそれぞれの科目によって患者さんがかかりますので、そういった部分では数値的な部分というのは一定の判断がつくかと思うのですが、いわゆる一般事務あるいは看護師等の医療技術職員、この人たちについては、当然こういった勤務成績の部分についての判断というのは極めて難しい問題なのですが、この点について、ここに中期目標として載せていますけれども、こういった形で考えておられるのか、これについてご説明いただきたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 渡辺移行準備室参事。

1、国保病院地方独立行政法人移行準備室参事（渡辺）　まず初めに1点目の、病床区分での地域包括ケア病床の基本的な基準単価のことだと思いますが、地域包括ケア病床に関しましては、地域包括ケア入院管理料1を基本としまして、それに合わせて必要な確保ができる看護配置加算ですとか補助配置加算などの報酬点数を計算しまして、単価の積算をしております。計算の仕方に関しましては、今、決められております先ほどの管理料などの基本の点数をベースに在院日数60日を基本として、年間6回転をするという計算のもと年間の収益を出しまして、平均単価を出しております。それに伴いまして、3万2,873点という数字を出しておるところであります。

それと、もう一点ありました患者さんへの地域包括ケア病床導入に関するメリットですが、地域包括ケア病床を導入することによりまして、総合的にリハビリを含めた患者さんへのケアという部分を総合的に行うということが含まれております。入院時から退院時までの計画をきちっと立てた上でのサポートをしっかりとっていくというようなことを行う予定でおります。

次に、2点目の看護師の数についてでありますけれども、先ほど29年度末というお話でしたが、済みません、私の手元で4月1日現在の数字で看護師の数を押さえておりますので、そちらの数で説明をさせていただきます。4月1日現在、看護師数は、正職員の看護師が21名、臨時の看護師が10名おります。11月末現在で看護師数は28人、内訳としましては、正職員が18名で、臨時の看護師が10名となっております。年度末においては、看護師が15名、臨時の看護師が10名というようなことを見込んでおります。内訳ですが、4月以降の採用が1名、11月末までに退職をされている方が4名、3月までに退職を見込まれるのが3名というようなことになっております。

次に、3点目の医療機器の更新の件であります。先ほど前崎議員さんからもお話あったとおり、32年度までは公立病院の改革プランと第5次まちづくり計画において医療機器の整備更新について計画を立てて、それに基づいて計画を予定しております。33年度以降につきましては、新たに計画を作成することになりますが、先ほどのお話にあったとおり、33年度において1億円程度の設備導入と毎年2,000万円程度での医療機器の更新を計画しているところであります。

なお、管内におけるMR Iの導入状況ですが、市内の大きな病院につきましてはMR Iをお持ちの病院はありますが、管内の町立の病院におきましてはMR Iを導入している病院はないというふうに把握をしております。

次に、4番目の患者さんの待ち時間の改善の部分であります。電子カルテの導入により、検査結果のカルテへの反映や会計処理時間の短縮などが見込まれます。それによって、待ち時間の改善が図られるものと思っております。

また、予約診療を推進していくことによりまして、患者の待ち時間の短縮を見込めるというふうに考えているところであります。

次に、勤務成績を考慮した給与制度の関係でありますけれども、確かに看護師など医療技術職員に関しましては数字的なものの判断は難しいところがあります。今回におきましては、人事評価制度による昇給の調整ですとか、職務職階制の給与表の導入などということを考えているところであります。

以上です。よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 前崎茂議員。

1、4番（前崎） 1点目の地域包括ケア入院病床単価については、退院後のそういった部分では、サポート体制とかりハビリをということですが、これは従前もやられているとは思いますが。退院後についても、例えば必要であれば、そういったリハビリにも当然来ていますし、それから今、病院の中で地域包括的な部署を設けてやられていますよね。そういった中で医師、看護師、事務を含めて連携してやっておりますけれども、その部分だけでいくと1.6倍に診療報酬が上がるという、患者側からするとメリットというのは余り感じられないのですが、あと地域包括ケア病棟入院料で、当然、単価は高くなってきていますけれども、例えばこの中で急性期患者支援病床初期加算については、急性期医療を担う病院に入院し、急性期治療を終えて一定程度状態が安定した患者を速やかに当該病院が受け入れるということで、急性期一般入院基本料を含めて、特に大きい厚生病院等については、いわゆる7対1とか10対1とかとありますけれども、この地域包括ケア病棟入院については、看護師の部分については何人という形で規定されているのか、それについてもあわせてご説明をいただきたいと思います。

あと、先ほど正規看護師、それから非正規看護師の数を示していただきましたけれども、看護師の部分で非正規は10人で現状と変わりませんけれども、正規の看護師が21名から15名に減るということで、以前から15対1から13対1にするということで、13対1にすることによって町立病院の診療報酬の単価が増えるという形で、29年度の常任委員会の所管事務調査の中でも、ようやく13対1にめどがつかましたという説明があったのですが、現状では6人も減るということですし、これは以前もお話ししましたが、先ほどの部分でいくと、例えば以前60床あったときは病床利用率がもう60%ということで、それで29年度から病床を48床にして病床利用率が65%、今は70%を超えているみたいですが、これを80%を目指すということになると、入院患者もそうですし、外来医療も含めて患者数が多くなるということが当然、見込まれている中で、看護師が6名も、ましてや正規の看護師が減ってきているということは、いろんな部分で過重負担がかかってくるのかなと。

それで、先ほど、この地域包括ケア入院病棟も一定程度の看護師の確保は必要だというふうに規定されていますし、そういったことを考えると、現状でどのような形で看護師の確保を考えているのか、これについてもご説明していただきたいのと、あと先ほど准看の関係も聞いたのですが、この部分についても、またご説明いただきたいと思います。

それから、3点目の医療機器の整備で、平成33年にMRIを導入するということなのですが、例えば公立芽室病院、従前は150床で今回の見直しで病床数を減らしましたが、芽室の公立病院でもこのMRIを導入していないということなのですが、本町の実質の入院者数からすると、もう2倍から2.5倍近くだと思うのですが、そういった意味で、広尾町の実質の入院者数というのは35人前後だと思うのですが、費用対効果ということを考えたときに、当然こ

の部分というのは、不足分は町が負担しなければならないのですけれども、その点はどのように想定されているのか、ご説明いただきたいと思います。

それと、職員の勤務成績を考慮した給与制度の導入ということで、先ほど人事評価をするということなのですが、要するに人事評価というのは、いわゆる勤務成績を考慮して、それで以前、地方公務員法といいますか、国家公務員法も含めてなののですけれども、人事評価ということでABC Dということで、それぞれ評価をなささいという形で公務員法がそういう改定がありましたけれども、実態としては、どこの自治体もそれをやっていないというのが、できないというのが実態なのでしょうけれども、人事評価ということがいわゆる待遇の切り下げにつながるということであれば、私、独法化の職員にだけしわ寄せが行くということを危惧するのですけれども、その点についてもう少し具体的にご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 渡辺移行準備室参事。

1、国保病院地方独立行政法人移行準備室参事（渡辺） まず、地域包括ケア病床における看護師の配置ですが、配置基準は13対1となっております。それに合わせまして看護師の体制ですけれども、現在、夜間勤務をする看護師につきましては、病棟に常時2人の看護師と外来対応の看護師1人の合計3人の配置が必要となっております。この場合、看護師1人当たりの1か月の夜勤時間が72時間という決まりがあります。それから計算すると、最低必要数が19人となります。当院の場合においては、夜勤専門の看護師が4人いますので、そちらの勤務回数を調整することによりまして、ほかの夜勤可能な看護師が現在14人なのですが、その数で現在は、ぎりぎりではありますけれども、確保できているというような状況になっております。

地域包括ケア病床に変更した場合におきましても、夜勤は同様の体制が必要となります。そうすると、やっぱり数名の増員は必須かなというふうに考えております。それに合わせて看護師の募集の対策ですけれども、先ほど質問にもありましたとおり、看護師を紹介する業者を介しての看護師の募集につきましては、引き続き行っているところであります。さらには、短期間の応援ナースという制度も活用して、看護師の募集を行っているところではありますけれども、そちらに関しても、なかなか人材の確保ができていないというような状況で、大変今、困っているところではあります。引き続き、そういった制度の活用もしながら、看護師については募集をしていくという考えではあります。あわせまして、これからさらに職員募集に関するチラシの配布ですとか、広範囲にわたりまして、えりも方面ですとか十勝管内も含めまして募集の周知をしていきたいなというようなことで、今、準備を進めているところであります。

それから、准看護師の数ということをおっしゃられたかと思うのですけれども、正職員の看護師で、現在は准看護師は4名です。臨時の看護師での准看護師は6名となっております。

それから、MR I の費用対効果という部分ですけれども、広尾町の人口規模でいきますと確かになかなか費用対効果を上げることは難しいものがあるのかとも思っておりますけれども、将来的に考えているのは、広尾町のみに限らず、えりもですとか大樹、更別、ある程度の広域な範囲での

検査受診者を見込んで導入をしたいというふうに考えているところがあります。

次に、人事評価の件ですけれども、独立行政法人に変わりますので、病院独自のある程度、人事評価制度というものの導入が必要かと思います。病院としての人事評価の中身については、確立した上での対応をしていくことが必要かというふうに思っております。

以上といたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 地域包括ケア入院病棟の診療報酬については、看護師が13対1ということでありますけれども、先ほどの中でも15対1からようやく13対1になったといったときの部分は、この29年度の数値なのです。それがぎりぎりの数値なのですけれども、そこから6人減っている中で、13対1がキープできなければ、この診療報酬の部分で地域包括ケアの診療報酬が認められないのではないかなというふうに思うのですけれども、いずれにしても来年の4月以降ですね。まだ4か月ありますけれども、今回6人ということは、7人減って1人が入ったということなのですから、非常にそういった意味では厳しい状況だというふうに思いますけれども、患者さんが安心して病院にかかれる、そういった体制をやっぱり広尾町が率先して取り組んでいかなければ、経営は独法がやるからということで理事長先頭にということになるのでしょうかけれども、現状でこのような危機的な状況といいますか、非常に危惧するわけですから、その点について4月以降の体制も含めて、もう一度お答えいただきたいと思います。

それから、人事評価について今の説明だけでは十分わからないのですけれども、具体的に誰がどのように、人事評価を数値にあらわすというのは、例えば事務職員あるいは看護師等の医療職の従事者については、これはかなり難しいということは冒頭申し上げましたけれども、尺度がわからない人事評価で給与を例えば削減されるということになると非常に問題であるし、以前取り上げた職員の待遇改善でも現状の中身を下げないということを言明されておりますので、その点、整合性も含めてもう一度お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 渡辺移行準備室参事。

1、国保病院地方独立行政法人移行準備室参事（渡辺） 4月以降の体制につきましては、確かに看護師の確保が非常に厳しいというのは、今ご説明したとおりであります。引き続き、看護師の募集に力を入れて体制を維持、さらには増員を図れるような体制をとっていきたいと思います。今回、提携する北斗病院のほうにも、実情としましては状況をお話した上で協力、支援いただける部分のお願いもあわせてしていきたいというふうには考えているところであります。

人事評価につきましては、現在も町と同じように人事評価を病院でも行っております。人事評価の仕方に関して、一般の役場と病院とでは当然やっている職種、業務が違うという部分での改善する点はあるのかなというふうには思いますけれども、基本的には今行っている人事評価制度をベー

スとして、医療職に合った評価の仕方というものを勉強させていただきまして対応していきたいなというふうに思っております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 電子カルテシステムの活用ということがうたわれていますけれども、待ち時間を短縮するとか、そういう効果があるからということなのではございますけれども、情報漏えいという点で見ると、安全がきちんと担保されるというふうに考えているのかどうか説明をしていただきたいと思います。

厚生労働省のほうでは、医療と介護サービス、それぞれ利用した人の個人情報をデータベース化して、それを行政機関だとか大学の研究者による利用を促す方針というのを決めているのです。ですから、患者さんの待ち時間が短くなるか長いとか、そういうことを超えて、情報が私たちが想像つかないようなところで活用されるということも想定されるのではないかと、そういう危険性も言われておりますけれども、そういうことに対する対応というのはあるのでしょうか。

1、議長（堀田） 渡辺移行準備室参事。

1、国保病院地方独立行政法人移行準備室参事（渡辺） 電子カルテの関係でありますけれども、電子化に伴いまして当然セキュリティ対策というのはきちっととっている状況であります。個人情報に関しましては、今でもそうですけれども、各種病院への情報提供ですとか、今回は電子カルテを用いての連携病院との情報提携という部分が出てきますので、当然、個人情報に関する患者さんからの同意をきちっととった上での情報提携というようなやりとりを考えております。そういった意味では、情報漏えいに関するセキュリティに関しては、とりあえず確保しているというふうに捉えております。

また、データセンターを今回利用しておりますので、データセンターのほうのセキュリティ対策もきちっと確認した上での導入をしておりますので、対策のほうについては大丈夫だというふうに確信はしているところであります。

以上です。よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） これ、厚生労働省が新たな方針を出したということなのではございますけれども、将来的には民間企業だとか、そういうところにもデータベースの情報を提供するということが含まれているのですよね。

そこで、やっぱりマイナンバーもそうですけれども、こういう病気にかかわることがいろんな企業も通してかかわっていくということになると、幾らチェックをしますとか、きちんと管理しますと言っている、1つの自治体だとか1つの病院だとか、そういう範囲を超えて情報が流出するということも懸念されるのではないかと思います、その点についてはどうですか。

1、議長（堀田） 渡辺参事。

1、国保病院地方独立行政法人移行準備室参事（渡辺） 今回、当院におきましても、電子カルテ導入を含めまして、情報共有という部分で対応できるようなシステムをつくっております。今回、システム導入に伴いまして連携できる病院につきましては、現在のところ当院と北斗病院だけがとりあえず連携でつないで情報共有できるシステムとしているところであります。

今後、システムとしては、この2つの病院に限らず手を挙げて情報提供を求める病院ですとか、例えば町内の診療所、あと関係機関が、もし個人、各患者さんの診療情報ですとか薬の情報とかを知りたいというときは、そちらの部分に関しての情報の提供は、確かに可能となります。当然それを行うに当たっては、患者さん本人の同意も得た上での情報公開という形になるものであります。

よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第94号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の中期目標を定めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩します。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第11 議案第95号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第95号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院に承継させる権利を定めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第95号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院に承継させる権利を定めることについて提案理由を申し上げます。

議案資料7ページをお願いいたします。

本案は、地方独立行政法人法第66条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院に承継させる権利について次のとおり定め、地方独立行政法人法施行令第18条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

承継させる権利に係る財産のうち、定款に定められた土地及び建物については、1及び2に示したとおりであります。

3の現金預金及び未収金と4の貯蔵品につきましては、それぞれ本年度末の残高をもって、また、5の前4項に定めるもののほか法人成立の日の前日において広尾町国民健康保険病院事業に係る公有財産、物品及び債権については、帳簿価格をもって承継させることとなるものであります。

承継させる権利の総額は、表の一番下であります。約6億8,400万円となるものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第95号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院に承継させる権利を定めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第96号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第96号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院が行う譲渡

等に認可を要する重要な財産を定める条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第96号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院が行う譲渡等に認可を要する重要な財産を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、地方独立行政法人法第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院がその財産を譲渡し、または担保に供しようとする際に設立団体の長の認可を必要とする重要な財産を定めるものであります。

第2条におきまして、重要な財産を予定価格が700万円以上の不動産または動産とし、土地については1件3,000平方メートル以上のものに限るとするものであります。

議案資料8ページであります。

2の枠内に記載のとおり、現在、広尾町国民健康保険病院事業の設置に関する条例第3条において重要な資産が定められておりますので、基本的にはこれに準じて定めたいとするものでありますけれども、法人に承継する医師住宅の敷地が3,914平方メートルであることを考慮し、土地の面積要件を1件3,000平方メートル以上とするものであります。

なお、重要な財産の譲渡等について設立団体の長が認可をしようとするときは、地方独立行政法人法第44条第2項の規定により、議会の議決を経なければならないとされているところであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第96号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院が行う譲渡等に認可を要する重要な財産を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第97号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第97号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院への職員の引継ぎに関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第97号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料は、9ページであります。

本案は、地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の設立に際し、職員を引き継ぐ広尾町の内部組織を広尾町国民健康保険診療施設と定めるものであります。本条例で定める内部組織の職員は、別に辞令を発せられない限り、法人成立の日において特に手続を要することなく、当該法人の職員となることになります。

なお、本条例で定める内部組織の職員のうち、行政職給料表の適用を受ける者及び管理栄養士については、法人に引き継がず、当面は町から派遣することとし、今後、法人が採用するプロパー職員と順次交代させる考えであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第97号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院への職員の引継ぎに関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第98号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第98号 広尾バス待合所設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第98号 広尾バス待合所設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、老朽化に伴い解体撤去した広尾線鉄道記念館の跡地に新たに建設した広尾バス待合所の設置及び管理に関する事項について、条例を制定するものであります。

第1条の関係であります。当該施設は、地方自治法に規定する公の施設となり得ることから必要な事項を定めるものであります。

第2条は、公共交通機関の利用者の利便を図ることを目的に、バス待合所を設置するものであります。

第3条は、待合所の名称を「広尾バス待合所」、所在地を広尾町丸山通北2丁目101番地3とするものであります。

第4条は施設の管理について、第5条は利用者の責務について、第6条は待合所における禁止行為について、第7条は損害賠償の関係について、第8条は委任規定について、それぞれ定めるものであります。

附則でありますけれども、この条例は、公布の日から施行し、11月28日から適用したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第98号 広尾バス待合所設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第99号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第99号 広尾町認定こども園条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第99号 広尾町認定こども園条例の制定について提案理由を申し上げます。

平成31年4月より現在のひろお保育園とひろお幼稚園を統合し、新たに認定こども園ひろお保育園を開設するに当たり、新たに条例を制定するものであります。

第1条は設置についてでありまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、保育所型認定こども園を設置するものであります。

第2条では、名称、位置及び定員についてであります。名称を「認定こども園ひろお保育園」とし、定員は現在のひろお保育園の定員より50人増の165人と定めるものであります。

第3条は職員について、第4条では事業についてであります。特定教育・保育事業に加え、認定こども園として行うべき事業を定め、第5条では入園資格、第6条では利用者負担額についてでありまして、認定こども園の利用料については、議案第100号で提案する条例で定めることとしております。

なお、詳細につきまして、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案資料の別冊、資料を別にお配りしております認定こども園に係る条例制定関係、こちらの議案資料の1ページ、ごらんいただきたいと思います。

資料の1ページ上段、認定こども園についての説明であります。

幼稚園での教育と保育所での保育のそれぞれよいところを生かしながら、就学前の子どもを受け入れ、幼児教育と保育の提供を一体的に行うことを目的としております。

また、あわせて子育て支援の機能を持たせることで、地域の子育てを総合的に行いたいとするものであります。

その下、類型であります。類型といたしまして4種類ございますが、広尾町の場合につきましては③番目、四角で囲っております保育所型の認定こども園となります。

資料の次のページをお願いいたします。2ページであります。

2番目、認定区分・定員・保育時間・休園日についてであります。括弧書きにありますとおり、詳細につきましては施行規則のほうでうたっているものであります。

区分についてであります。条例の第5条第1号で法に基づき区分ごとに支給認定を受けるとするものでありまして、1号認定につきましては、現在、幼稚園に該当するお子さんたちが対象となっております。2号認定につきましては、現在、保育所の3歳児以上のお子さんが対象であります。3号認定につきましては、保育所の2歳児までのお子さんが対象となっております。

その隣、定員であります。定員につきましては、条例の第2条、先ほど町長が申し上げましたが、園全体での定員165名と定めております。そのほか、運営要綱等で各認定区分ごとの定員を定めることとしております。開設当初におきましては、資料でお示ししております定員を見込んでおります。

なお、区分ごとの定員数につきましては、どうしても毎年度、出生数等の違い、ばらつき等が見られますので、年度ごとに入園申請時の状況に合わせまして、全体の定員数の範囲内、これで柔軟に対応してまいりたいと考えております。

その隣の次の保育時間及び休日の関係であります。区分ごとに保育及び教育の時間を規則のほうで定めております。1号認定につきましては、教育標準時間として4時間と定めております。また、2号認定、3号認定につきましては、保育標準時間として11時間を、保育短時間として8時間、これはそれぞれの保育の必要性に応じて定めております。

その下、3の預かり保育・延長保育の関係であります。

教育標準時間及び保育短時間で認定を受けたお子さんにつきましては、保育の標準時間、いわゆる保育園で開園している時間、朝の7時半から18時30分までの間、この範囲内で預かり保育及び延長保育を利用できると規則で定めております。

資料の次のページ、3ページ下であります。

上段、こども園での1日の流れ、これを認定区分ごとに大まかにあらわしたものであります。

下段、入所の推移につきましては、平成30年度までの数値につきましては、各年度の入所・入園者の実績数値となっております。平成31年度以降の数値につきましては、現在の年齢別人口から推計をしたものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

5番、志村國昭議員。

1、5番（志村） 何点かお伺いしたいと思います。

この認定こども園の関係につきましては、昨年9月に議員協議会にて概要の説明があったと記憶しておりまして、その後どういうふうに進んでいるのかという説明が全くないまま今回の条例提案になっております。

それで、条例は整備されるのでしょけれども、果たして今の保育所の状態で認定こども園の開設が可能かどうかということについて若干の疑問がありますので、説明いただきたいと思います。実態といたしまして、保育者の退職が結構多くて、入れかわりが頻繁だということであります。

それから、保護者から非常に信頼があつて園児からも好かれている保育士さんが退職している現状を踏まえると、165人の園児の受け入れということを書いてありますけれども、その体制というのは本当に整うのかどうかというふうに疑問に思うわけであります。

それから、非常に大事な幼児期の情操といいますか、特に感受性にも影響してくるのではないか

ということで、先ほども申し上げました2つの点から保護者の不安の声が聞こえてきます。こういった保育士さんの頻繁なる入れかえだとか、そういうことについて保護者からのいろんな情報、これをどこまで把握しているのか、まず説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） まず、冒頭ちょっと、昨年度の9月以降、丁寧な説明がなされていないかったというご指摘につきまして、こちらの担当側の不手際でございまして、大変申しわけございませんでした。

次のいわゆる体制の関係、職員の入れかわりの関係、まさしくご指摘のとおりであります。今現在も放送等で職員の募集を随時かけさせていただいております。

また、幼稚園のほうからの職員の移行もありますが、現時点で見込まれる入所の見込みというのが資料の3ページのほうにお示しさせていただいております141名の入所見込みということで、現在、職員の配置等も含めて鋭意手続を進めているところでございます。

また、新規採用職員、これも常に公募をかけまして、新たな職員の採用、こちらのほうも常時行っているところであります。

また、保護者からの不安の声という部分ではありますが、現場のほうに寄せられている声というところ、当然、所長のほうにも声が届いております、こちらのほう、所長のほうから適宜、打ち合わせ等の機会を通じまして、私及び補佐がそれぞれ聞き取りを行いながら確認はさせていただいております。また、それにつきましての対策も打ち合わせ等の中で適宜指示をしながら運用は図っているところでございます。

以上でございます。

1、議長（堀田） 5番、志村國昭議員。

1、5番（志村） 保育士さんが不足しているということで、募集をかけてもなかなか応募がないというような現状だと受けとめております。現場がどのような状況なのかということですね、これらについて、例えば現場にいる方からの話を聞いたことがあるのか、また、退職者が頻繁だということで、どういう理由で退職していかなければならないかと。例えば、いろいろ耳に入ってきているのは、仕事がつらいとかなんとかということではなくて、職場の人間関係が大きく影響しているのではないかなというふうに思います。それで、こういうふうに条例を整備しても、運営する側の体制が整っていないのではないかという感じがするのですね。

それから、保育所の勤務体制、いろいろこの説明資料の3ページにも書いているのですけれども、四六時中、勤務時間内は全く気の休まる時間がない、そういうような状況だと思うのですけれども、例えば園児の方がお昼寝している時間、ここだって保育士さんの気持ちというのは全然ゆとりがないというか、要するに監視しなければならないという状況だと思うのですけれども、聞くところに

よると、そんな時間に会議を開くだとか、そんなような現場の状況、これらを事務方として課長あるいは課長補佐、どのように把握しているのか聞かせてほしいと思います。

それで、根本的に現場の体質改善を図らないと子どもの保育に影響してくるのは、これははっきりしていますからね。以前は保育士ではなくて保母さんだったのですよね。母親のやるべき仕事をこの方たちが補っていくというような、そういうような仕事なのです。そういったところで非常に責任の重い現場にありながら、どんどん入れかわりがあるということについては、ちょっと疑問に思うものですから、その辺どうなのでしょう、先ほど現場の所長がどうのこうのと言っていましたけれども、そうではなくて担当課の課長なり課長補佐、管理職として現場に入り込んでいるのですか、どうですか。その辺聞かせてください。

1、議長（堀田） 山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） まず初めに、どういった理由で退職というお話がございました。この過去5年間でありますが、6名の職員の方が退職されております。大きな理由としましては、4名の方が定年退職、1名の方が結婚による退職、1名の方が体調不良により退職という形になってございます。

また、現場の声というお話がございました。直接現場に入っただけの声というのが、先ほど志村議員さんもおっしゃられたとおり、日中ほとんど、お子さんたちの面倒を見ている時間が長いということもありまして、現場での声というのをなかなか聞く機会が設けられないというのが現状でございます。今年につきましては、それぞれの年齢別、階層別に職員のほう、あいている時間に役場のほうに来ていただきまして聞き取りという形をさせていただきまして、いろいろな問題点でありますとか悩み事であるとか、そういった部分を聞き取る作業をしております。

根本的な体質改善が必要ではないかということではありますが、現状、職員の入れかわりが早いというご指摘ございますとおり、確かに体質改善を図る必要があるというふうな認識はございます。今年から新たな取り組みとして、そういう聞き取りの部分を始めただけですので、今後、回数を重ねながら、どういう改善方法がいいのか、また、先ほど昼の時間に会議というお話もございました。保育士の先生方の自由時間がないということもありまして、昼の時間も事務を行っているというふうにも聞いております。どういう形で改善が図っていけるのか、また、職員数が増えればそれが改善できるのかという部分も含めまして、聞き取りを進めながら改善を図ってまいりたいと考えております。

1、議長（堀田） 5番、志村國昭議員。

1、5番（志村） 本会議なので最後になりますけれども、認定こども園の設置については、前からいろいろ話がありましたので、少子化ですとかいろんな状況を踏まえて、別に反対するというわけではないのですけれども、受け入れ側の内部に問題があるとするならば、そちらをしっかりと改善

することが先決ではないのかなというふうに思うのですね。

それで、いいですか。保育士さんですけれども、目標を持って高いハードルを越えて保育士の資格を取得しているのですよね。そういう方たちがやめていく、公募しても応募がない、こういった状況には、やっぱり何かあるのだと思うのですね。例えば、来年4月1日からのこれは施行ですから、短い期間で体質改善というのは大変な作業になると思いますけれども、ぜひ職場環境の改善とかに理事者も早期に取り組んでいっていただかなければならないのではないかなというふうに考えますので、その辺何かあればお聞かせいただきたいと思いますけれども。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 志村議員からのご指摘であります。9月からの議員協議会以降の説明不足の点、この点についてもおわびを申し上げたいと思います。

今、認定こども園に移行するに当たって、職場内部でのそういった退職者の関係ですとか、ご指摘があったところであります。課長からもいろいろお話がありましたけれども、今年、正職員が退職するということになりまして、私もその現場の職員、若い職員を中心にでありますけれども、役場のほうに時間のあいているときに来ていただいて、その内容、職場がどういった今、状況になっているのかということも含めて聞き取りをさせていただいたところであります。

懇談の中では、いろんな不安に思っていること、困っていること、人間関係も含めてでありますけれども、聞き取りをさせていただきました。内容につきましてはプライバシーの部分もありますので詳しくは申し上げられない部分もありますけれども、やはり今、志村議員のおっしゃったような人間関係の部分があります。人間関係の難しさ、これは職員同士もそうでありますけれども、保護者への対応等々の人間関係の難しさ、それから子どもを預かっている、要するに命を預かっているというそういった重圧感、そういったものもあります。また、責任を持って仕事をしているという中で、今もお話があったように時間内で仕事が完結しない。そのことによって休みがとれない。仕事を家に持って帰らなければ終わらないというような肉体的な部分もございます。こうした日々の業務に追われて心身ともに疲れているというようなことがやっぱり職場内で蔓延をしているのかなと、そういったことが伝わり伝わって、外部にもそういった情報が流れていく中で、職員の公募をしてもなかなか応募がないというようなことにもつながっているのだというふうに思っています。

このことについては、保育士に限らず全ての職種において考えられることでありまして、また、本町に限ったことではないと思っておりますけれども、これからは現場の声に耳を傾けながら私としても、特別養護老人ホームもそうでしたけれども、現場にできるだけ足を向けて現場の声を聞くなどして現状を把握する、そういった一つ一つの課題を整理していく中で問題を解決していきたいなというふうに思っています。

これからはそういったことで働きやすい職場環境、その整備に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 別の質疑の発言を許しますが。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第99号 広尾町認定こども園条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第100号

1、議長（堀田） 日程第16、議案第100号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第100号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、先ほど議決をいただきました議案第99号で、ひろお保育園とひろお幼稚園を統合し認定こども園とすることで、幼稚園部門である1号認定と保育部門の2号、3号認定の保育料、利用料について新たに定めるものであります。

第1条は条例の趣旨について、第2条は利用者負担額について定めるものであります。第2条第1項で、別表1、2のとおり利用者負担額を定めるものでありまして、第2項では、1号認定の預かり保育の料金について別表3のとおり定めるものであります。

また、第3条では、利用者負担額の減免について定めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎保健福祉課長。

1、保健福祉課長（山崎） それでは、補足説明をさせていただきます。

初めに、説明の前に大変申しわけございません。議案資料の訂正をお願いいたします。

議案資料別冊の4ページをお願いいたします。

4 ページ右側の参考の表であります。こちらの表の一番下、階層区分欄、こちらの中央に⑤、市町村民税所得割課税額とありまして、金額が「21,1201円以上」とカンマの打つ位置に誤りがございました。正しくは「211,201円以上」であります。金額のカンマの位置の訂正を大変申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。議案のほうの25ページと議案資料の今、訂正いただきました4ページのほうをお願いします。

初めに、資料の4ページであります。

左側の表、1、現在の幼稚園（1号認定）の保育料であります。こちらにつきましては、現在の幼稚園の利用者負担の状況であります。また、右側、先ほど訂正いただきました表であります。こちらにつきましては、1号認定、幼稚園の利用者負担額の現在の国の基準、これを参考として掲載したものでございます。

次に、議案書の25ページをごらん願います。

25ページ下の別表1であります。1号認定に係ります利用者負担基準額であります。こちらにつきましても、現在の幼稚園の利用者負担額と同額となっております。

26ページの別表2、こちらは2号、3号認定に係る利用者負担額であります。こちらにつきましても、現行どおりの金額となっております。

議案書の27ページをお願いいたします。

一番下、別表3、1号認定の子どもの預かり保育の関係でございます。預かり保育を利用した場合の利用者負担額でありまして、子育て支援センター、こちらで一時保育を利用した場合の利用者負担額と同額の1時間当たり300円としております。

なお、先ほど説明ありました条例の第2条、25ページの上から3行目であります条例第2条の第2項にありますとおり、生活保護世帯につきましては、預かり保育の利用者負担の規定から除外をいたしております。無料で利用できることといたしております。

別冊資料の5ページをお願いいたします。

1号認定に係る利用者負担額の比較表であります。基本的には現行どおりの規定となっております。

2番目、保育料の月額とありまして、こちらの金額、3歳児、4・5歳児の表がございます。こちらにつきましても現行どおりの金額となっております。

その隣の給食費であります。

幼稚園の給食につきましては、現在、給食センターから提供されておりましたが、4月以降につきましては、こども園内での園内調理により副食を提供されることとなります。主食につきましては、現在の保育園と同様に持参する形になります。

給食費につきましては、副食の実費相当額を1食当たり216円と試算いたしております。これに年間の提供回数170回を乗じ12か月で割り返した金額、これに毎週金曜日に提供される麺類の実費相当額を加算し、1か月当たりの金額を3,312円と試算いたしております。

表の中央の太枠であります1階層の生活保護の関係につきましては、給食費のみの負担となります。

す。2階層、3階層に該当する世帯につきましては、子ども1人あたりに給食費、これを加算した額が1か月当たりの保護者の実質の負担額ということになります。比較対象といたしまして、表の右側であります2号認定、3歳児以上のお子さんに係る月額保育料を参考として掲載いたしております。なお、この2号認定の月額保育料につきましては、給食費を含んだ金額となっております。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第100号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第101号

1、議長（堀田） 日程第17、議案第101号 広尾町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第101号 広尾町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

先ほど議決をいただきました議案第99号の条例制定に伴い、第2条の表より、ひろお保育園の項を削除するものであります。

附則で施行期日を平成31年4月1日からとし、経過措置として平成30年度以前の設置等の取り扱いについては、なお従前の例によるものとなります。

よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第101号 広尾町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第102号

1、議長（堀田） 日程第18、議案第102号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第102号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

お手元の議案資料は、11ページであります。

第2条の利用者負担額の改正であります。

議案第100号で議決をいただきました平成31年4月から認定こども園の利用者負担額を新たに条例制定することに伴いまして、本条例の対象が豊似保育所だけになることから文言の整理を行うものであります。

次に、別表の備考の欄の追加であります。子ども・子育て支援法施行令及び施行規則の一部改正に伴うものでありまして、第1項の次に新たに2項を加えるため、第2項から第7項の項の番号を2項ずつ繰り下げ、第2項として未婚のひとり親を地方税法上、寡婦とみなす特例を準用し、第1項で計算された税額を調整するよう明文化するものであります。

第3項につきましては、政令指定都市において地方分権一括法に伴う税源移譲が行われ、都道府県から税率で2%が移譲されたことから、住民税率が政令指定都市以外の市町村と比べ2%高くなり、賦課期日以降に政令都市から本町に転入した場合、同じ所得であっても利用者負担額に差が生じるおそれがあります。利用者負担の公平性を期すために特例として賦課期日以降に政令都市から本町に転入した場合は、本町で課税されたものとみなし、利用者負担額を算出する規定を追加するものであります。

第6項第1号につきましては、現行の制度に合わせた文言の整理をするものであります。

附則で、この条例は平成31年4月1日から施行するものでありますけれども、ただし書きで別表備考の改正については、関係法令施行の日であります平成30年9月1日から適用したいとするものであります。

以上で、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第102号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第103号

1、議長（堀田） 日程第19、議案第103号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第103号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本年8月に厚生労働省から、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについての一部を改正する通知が出されました。改正の内容といたしまして、保育を行うことを目的とする施設における食事の提供に対し、調理設備及び調理員の整備については、法の施行日から5年間の適用除外規定が設けられておりますけれども、保育所等のうち家庭的保育事業の認可を得た施設等について、適用除外期間を10年に延長するものであります。

これに伴いまして、現在、町内において該当する事業所はありませんが、第2条の食事の提供の経過措置について、文言等を整理するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第103号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第104号

1、議長（堀田） 日程第20、議案第104号 広尾町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第104号 広尾町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、ひろお幼稚園の閉園に伴う広尾町立幼稚園設置条例の廃止であります。

広尾町立幼稚園は、昭和41年の開園以来、52年間にわたり本町の幼児教育施設として運営してまいりましたが、町内唯一の幼稚園であるひろお幼稚園が明年3月31日をもって閉園し、4月1日から認定こども園としてひろお保育園と統合することから、本条例を廃止するものであります。

附則といたしまして、平成31年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第104号 広尾町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第105号

1、議長(堀田) 日程第21、議案第105号 十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第105号 十勝圏複合事務組合規約の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、十勝圏複合事務組合で共同処理しておりますごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務について、平成31年4月1日から清水町、本別町、足寄町及び陸別町を加えるため、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

附則といたしまして、施行日は平成31年4月1日とするものであります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第105号 十勝圏複合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

あす5日は議事の都合により休会とし、6日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時51分